

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

農林水産部

[令和5年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
<b>農政企画局</b>				
えひめ農林水産業 振興プラン2021 [愛媛県の未来を 創る農業・農村振 興条例] [愛媛県木材の供 給及び利用の促進 に関する条例]	R3.3 [R3～R7年度（5年間）] [R8.3改定予定]	○趣旨 本県農林水産業の目指すべき基本方向等を示した計画 ○内容 ■基本方向： 「人づくり」「モノづくり」「地域づくり」を柱に、「儲かる農 林水産業の展開」と「農山漁村の活性化」を両輪とし、オール愛媛 で、「愛顔あふれるえひめ農林水産業の持続的な発展と次世代への 継承」を目指す。 ■主要指標： 農業産出額 : 1,200億円 林業・木材産業産出額 : 430億円 漁業産出額 : 900億円	○	農政課 企画係 (内線2513)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35100/nourinsuisanshinkouplan.html">https://www.pref.ehime.jp/h35100/nourinsuisanshinkouplan.html</a>				
農山漁村滞在型余 暇活動に資するた めの機能の整備に 関する基本方針 [農山漁村滞在型余 暇活動のための基 盤整備の促進に関 する法律]	H9.12	○趣旨 市町村が策定する「農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能 の整備に関する計画」の指針 ○基本方向 機能整備のあり方、機能整備の進め方、整備区域の設定、土地の 利用、農林漁業作業体験施設の整備	×	農政課 6次産業化推進 グループ (内線2514)
愛媛県におけるグ リーン・ツーリス ム展開のあり方 について～愛媛型グ リーン・ツーリス ム推進方策～	H18.3	○趣旨 愛媛県らしさを活かしたグリーン・ツーリズムの一層の推進を図 るため、事業化につながる具体的な取組みを示した推進方策を策定 ○内容 ・愛媛型グリーン・ツーリズムのあり方 ・グリーン・ツーリズム推進の基本方策 ・グリーン・ツーリズム推進体制の整備 ・愛媛型グリーン・ツーリズムビジョン	○	農政課 6次産業化推進 グループ (内線2514)
山村振興基本方針 [山村振興法]	H28.1 [H27～R6年度（10年間）]	○趣旨 振興山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るための基 本方針 ○内容 振興山村地域の概況、山村振興対策の現状と課題、振興の基本方 針及び振興施策、他の地域振興等に関する計画、施策等との関係	×	農政課 6次産業化推進 グループ (内線2514)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35100/1188823_2258.html">https://www.pref.ehime.jp/h35100/1188823_2258.html</a>				
愛媛県国土調査事 業第7次十箇年計 画 [国土調査促進特別 措置法、国土調査 法]	R2.5 [R2～R11年度（10年間）]	○目的 国土調査の促進を図る ○計画期間事業量 ・地籍調査 251平方km	○	農政課 国土調査係 (内線2517)
愛媛県農村地域へ の産業の導入に関 する基本計画 [農村地域への産業 の導入の促進等に 関する法律]	R5.1	○趣旨 農村地域への産業の導入を促進し、農業関係者がその企業に就業 するとともに、農業構造の改善を図り、農業と産業の均衡ある発展 を推進するための考え方を示す。 ○内容 ・対象地域：旧松山市を除く県全域 ・導入業種選定の考え方、産業導入に伴う施設用地と 農用地等との利用の調整方針 等	×	農政課 農地・担い手対 策室 農地調整係 (内線2516)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/h36180/nouchousei/nousanhou/kihonkeikaku-r3-4.html">https://www.pref.ehime.jp/h36180/nouchousei/nousanhou/kihonkeikaku-r3-4.html</a>				

## 愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

農林水産部

[令和5年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当			
愛媛県農業振興地域整備基本方針 [農業振興地域の整備に関する法律]	R3.8 (当初:S45.3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○趣旨 確保すべき農用地等の面積の目標、保全形成すべき農業振興地域の指定及び土地利用、生産基盤の整備等の方針</li> <li>○内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・確保すべき農用地等の面積の目標等 令和12年において確保すべき農用地等の面積（農用地区域内の農地から耕作放棄地を除いた面積）の目標 41,301ha（令和元年41,577ha 276ha（0.66%）の減）</li> <li>・農業振興地域として指定を相当とする地域の位置及び規模に関する事項 等</li> </ul> </li> </ul>	○	農政課 農地・担い手対策室 農地調整係 (内線2516)			
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h36180/1193652_2258.html">https://www.pref.ehime.jp/h36180/1193652_2258.html</a>						
愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針 [農業経営基盤強化促進法]	R3.4 [R3~R12年度（10年間）] [R5.6改定予定] (当初:H6.2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標 年間総労働時間概ね2,000時間で、主たる従事者1人当たり概ね450万円の年間農業所得が確保できる農業経営体の育成、青年等の就農促進及びこの農業経営体等が中心となる農業構造の確立</li> </ul>	○	農政課 農地・担い手対策室 農地活用係 (内線2552)			
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h36180/ninaitetaisaku/kihonhoushin.html">https://www.pref.ehime.jp/h36180/ninaitetaisaku/kihonhoushin.html</a>						
農地中間管理事業の推進に関する基本方針 [農地中間管理事業の推進に関する法律]	R5.4 [R3~R12年度（10年間）] [R8.4改定予定]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○趣旨 効率的かつ安定的な農業経営を営む者(担い手)が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等を示す。</li> <li>○目標（R5） 担い手が利用する農用地の面積 約35,000ha 担い手への農地集積率 69%</li> </ul>	○	農政課 農地・担い手対策室 農地活用係 (内線2552)			
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h36180/kanrikikou/kihonhoushin260325.html">https://www.pref.ehime.jp/h36180/kanrikikou/kihonhoushin260325.html</a>						
えひめ農林水産物等のブランド戦略基本方針 (県と農林水産団体等で組織する「えひめ愛フード推進機構」が策定)	H18.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針の概要 人と環境への愛（安全・安心）、産品への愛（高品質）、ふるさとへの愛（地域・特産）の3つの愛を持った県産農林水産物及び加工食品を、えひめ愛フード推進機構が「愛」あるブランド産品に認定し、県内外で販売拡大に取り組む</li> <li>○基本方針の構成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛産農林水産物の現状と課題</li> <li>・ブランド戦略の基本的な考え方</li> <li>・2つのブランド（リーディングブランドと地域特産ブランド）</li> <li>・ブランドの認定・PR・販売戦略</li> </ul> </li> </ul>	×	食ブランドマーケティング課 ブランド推進グループ (内線2567)			
			<a href="https://www.aifood.jp/assets/doc/brand/policy.pdf">https://www.aifood.jp/assets/doc/brand/policy.pdf</a>				
			<a href="https://www.aifood.jp/assets/doc/brand/policy-overview.pdf">https://www.aifood.jp/assets/doc/brand/policy-overview.pdf</a>				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

農林水産部

[令和5年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	要	数値 目標	担当
<b>農業振興局</b>					
愛媛県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針	H27.4	<p>○趣旨 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年第78号）に基づき、地域の取組を効果的に推進するため、日本型直接支払の実施に関する基本方針を示す。</p> <p>○内容 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標を定めるとともに、多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準、促進計画の作成に関する事項、その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項を定める。</p>		×	農地整備課 計画調整G (内線2539)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35400/nihongatachokubarai/documents/tamen_houkihonhoushin.pdf">https://www.pref.ehime.jp/h35400/nihongatachokubarai/documents/tamen_houkihonhoushin.pdf</a>					
愛媛県農業農村整備環境対策指針 [農業農村整備環境対策指針策定事業実施要綱]	H10.3	<p>○趣旨 農業農村整備事業の実施に際し、地域の特性に応じた環境保全対策の基本的な考え方を示す</p> <p>○基本方針 水辺空間の保全と創造、自然生態系の保全と再生、景観の保全と調和、歴史文化の保全と継承、環境と共生する農業の推進</p>		×	農地整備課 農村整備係 (内線2545)
防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画 [防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法]	R3.3 [R3～R12年度（10年間）]	<p>○趣旨 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>○内容 ・劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価の推進計画 ・防災工事及び廃止工事の推進計画 ・市町との役割分担及び連携</p>		○	農地整備課 農地防災係 (内線2546)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35400/nouchibousai/documents/suisinkeikaku21_2.pdf">https://www.pref.ehime.jp/h35400/nouchibousai/documents/suisinkeikaku21_2.pdf</a>					
愛媛県農山漁村における男女共同参画に関する方針	R3.3 [R3～R7年度（5年間）]	<p>○方針 農山漁村における男女共同参画社会の実現を目指す。</p> <p>○推進方策 ・方針決定過程への女性参画の推進 ・女性が活躍できる環境づくりと意識改革</p>		○	農産園芸課 企画調整G (内線2557)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35500/hukyuusidou/dannzyokyoudousannkaku/danzyo.html">https://www.pref.ehime.jp/h35500/hukyuusidou/dannzyokyoudousannkaku/danzyo.html</a>					
協同農業普及事業の実施に関する方針 [農業改良助長法、協同農業普及事業の運営に関する指針]	R3.3 [R3～R7年度（5年間）]	<p>○趣旨 農業改良普及事業の基本的な考え方と活動目標を5年間を目途に設定したもので、「産地づくりビジョン」及び「地域戦略ビジョン」の推進に加え、普及指導員の配置、普及指導員の資質向上、普及活動の方法等を謳っており、この方針に基づき愛媛県の普及事業は国と県との協同事業として定義されている。</p>		×	農産園芸課 企画調整G (内線2557)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35500/hukyuusidou/hukyuuisihousin.html">https://www.pref.ehime.jp/h35500/hukyuusidou/hukyuuisihousin.html</a>					
愛媛県農林水産試験研究推進計画	R3.3 [R4～R8年度（5年間）] [毎年見直し予定]	<p>○趣旨 農・林・水産の各振興プランの着実な推進を側面から支援するもので、3つの基本方向を定め、5年後を目標とした研究課題の設定と毎年の評価を行い、試験研究の効率的、効果的な推進に取り組む。</p> <p>○重点推進項目 ・高品質・安定生産技術の研究開発 ・次世代の産地を創造する研究開発 ・気候変動に対応した研究開発</p>		×	農産園芸課 研究企画係 (内線2559)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35118/1707/siteas/documents/suisinkeikaku_r4_3.pdf">https://www.pref.ehime.jp/h35118/1707/siteas/documents/suisinkeikaku_r4_3.pdf</a>					
愛媛県鳥獣害防止対策実施方針	H14.1 [H29.4改定]	<p>○基本方策 有害鳥獣の被害防止対策については、地区協議会や市町協議会などの地域活動を支援する組織化、市町や関係団体の実施する施策を整理し、分析・助言を行うカルテ化、地域の特性や鳥獣の種類など環境に適した対策を検討するモデル化に重点を置き実施する。</p>		×	農産園芸課 鳥獣害対策係 (内線2554)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35500/ninaitetaisaku/documents/iisshihoushin.pdf">https://www.pref.ehime.jp/h35500/ninaitetaisaku/documents/iisshihoushin.pdf</a>					

## 愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

農林水産部

[令和5年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛県果樹農業振興計画 【第12次】 [果樹農業振興特別措置法]	R3.3 [R3~R12年度(10年間)] [5年毎に見直し] <当初:S43.3>	○振興方針 「未来型果樹園の創造とブランド果実の安定供給による儲かる果樹農業の確立」とし、生産・流通・販売・消費の関係者が連携して、「チーム愛媛」として取組を推進 ○対象果樹 温州みかん、いよかん、不知火、ぼんかん、清見、河内晩柑、せとか、はれひめ、愛媛果試第28号、甘平、カラ・南津海、その他かんきつ類、かき、くり、キウイフルーツ、ぶどう、なし、もも、びわ、うめ、その他果樹	○	農産園芸課 果樹係 (内線2566)
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35500/kashin-keikaku/index.html">https://www.pref.ehime.jp/h35500/kashin-keikaku/index.html</a>			
愛媛県野菜・花き振興計画	R3.4 [R3~R7年度(5年間)]	○趣旨 「えひめ農林水産業振興プラン2021」に基づき、本県の野菜・花き振興の具体的なかつ効果的な取組みの方向性を示す。 ○振興目標 先進技術の導入と生産体制の強化による産地供給力の向上 ○生産目標 野菜・花きの主要振興品目の栽培面積・生産量 ○振興方策 ①高品質・安定生産による強い産地づくりの推進 ②担い手の確保・育成と収益性の向上 ③加工・業務用や直売所向けの取組拡大 ④新技術の開発・普及と流通の効率化 ⑤需要拡大の推進と花育等の推進	○	農産園芸課 野菜・花き係 (内線2570)
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35500/yasai-kaki/sinkoukeikaku/shinkoukeikaku.html">https://www.pref.ehime.jp/h35500/yasai-kaki/sinkoukeikaku/shinkoukeikaku.html</a>			
愛媛県環境保全型農業推進基本方針	H6.3 [目標年度: R7年] [H28.4改定] [R3.3改定] [R5.3改定]	○趣旨 農業生産と周辺環境との調和を考慮した環境保全型農業の普及浸透を図るための推進方針等を示す。 ○目標 ・化学肥料窒素成分使用量 7.5kg/10a→6.5kg/10a ・化学合成農薬使用量 7.6kg/10a→6.5kg/10a ・エコえひめ農産物取組面積 865ha→890ha ・県GAP認定件数 11件→30件 ・環境保全型農業直接支払取組面積 219ha→245ha ・有機農業取組面積 491ha→670ha	○	農産園芸課 環境農業係 (内線2555)
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35500/kankyou_hozen_nougyou/h23_kihonhousin.html">https://www.pref.ehime.jp/h35500/kankyou_hozen_nougyou/h23_kihonhousin.html</a>			
愛媛県有機農業推進計画 [有機農業の推進に関する法律]	H20.3 [目標年度: R12年] [H28.4改定] [R3.3改定]	○趣旨 有機農業の取組みを増加させ、環境保全型農業の推進に資することを目的に、県推進計画を策定 ○目標 ・有機農業の拡大(取組面積830ha、 有機農業者数1,700人) ・有機農業に関する技術の体系化 ・有機農業に関する普及指導体制の整備 ・有機農業に対する消費者等の理解の増進 ・有機農業で生産される農産物の流通環境の整備 ・有機農業の推進体制の整備	○	農産園芸課 環境農業係 (内線2555)
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35500/vuuki/toppage.html">https://www.pref.ehime.jp/h35500/vuuki/toppage.html</a>			

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

農林水産部

[令和5年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛県みどりの食料システム基本計画 [環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）]	R5.3 [R5～R6年度 (2年間)]	○趣旨 農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る。 ○内容 農林漁業に関する環境負荷低減事業活動の内容と目標、活動促進に関すること及び、生産された農林水産物の流通及び消費促進に関することを示した。 本計画は「愛媛県環境保全型農業推進基本方針」の内容に基づいている。	○	農産園芸課 環境農業係 (内線4046)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35500/midorihou.html">https://www.pref.ehime.jp/h35500/midorihou.html</a>				
愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針 [環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）]	R5.3	○趣旨 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）に基づき、農業分野における環境負荷低減事業活動の内容、その他必要な事項を定めたものであり、本指針に基づき環境負荷低減事業活動実施計画を策定する農業者の確保・育成に努めるもの。 ○内容 県内の主要農作物における「堆肥等施用技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」及び環境負荷低減活動内容や活動促進を図るための措置に関する事項を示した。	×	農産園芸課 環境農業係 (内線4046)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/noukei/eco/eco2.html">https://www.pref.ehime.jp/noukei/eco/eco2.html</a>				
愛媛県スマート農業推進方針	R5.3 [R5～R10年度 (5年間)]	○趣旨 飛躍的な生産性向上が可能となるスマート農業技術の速やかな現場実装により、儲かる農業を実現するため、人材の育成、技術開発・実証及び、スマート農業実践環境の整備等の方向性を示し、社会実装の加速化を図る。	○	農産園芸課 研究企画係 (内線2559)
家畜及び鶏の改良増殖計画 [家畜改良増殖法]	R3.4 [R3～R12年度（10年間）] [5年毎に見直し]	○主要目標 ・乳用牛＝乳量9,800kg ・肉用牛＝肥育期間 黒毛和種：26～28ヶ月、 乳用種：19ヶ月、交雑種：25ヶ月 ・純粋種豚＝飼料要求率2.9～3.3 ・肥育豚＝飼料要求率2.8 ・卵用鶏＝飼料要求率1.9 ・肉用鶏＝飼料要求率1.6	○	畜産課 畜産係 (内線2576)
<a href="http://www.pref.ehime.jp/h35600/chikusanka/kenkeikaku.html">http://www.pref.ehime.jp/h35600/chikusanka/kenkeikaku.html</a>				
家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画 [家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律]	R3.4 [R3～R12年度（10年間）] [5年毎に見直し]	○趣旨 令和2年4月に公表された国の「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」に即し、家畜排せつ物の利用を促進するための処理高度化施設の整備等を内容とする県計画を策定 ○目標 家畜ふん堆肥の農業利用率 95.3%（R元年度） ⇒ 96.0%（R12年度）	○	畜産課 経営指導係 (内線2577)
<a href="http://www.pref.ehime.jp/h35600/chikusanka/kenkeikaku.html">http://www.pref.ehime.jp/h35600/chikusanka/kenkeikaku.html</a>				

## 愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

農林水産部

[令和5年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
愛媛県酪農肉用牛 生産近代化計画 [酪農及び肉用牛生 産の振興に関する 法律]	R3.4 [R3~R12年度(10年間)] [5年毎に見直し]	○振興方針 生産基盤の強化、自給飼料の生産・利用の拡大、畜産クラスター の取組等による畜産と地域の活性化等 ○生産目標 乳用牛 5,030頭 → 4,900頭 (H30年度→R12年度) 肉用牛 10,100頭 → 11,070頭 ( " ) 飼料作付面積 1,650ha → 1,990ha ( " )	○	畜産課 酪農飼料係 (内線2578)
	<a href="http://www.pref.ehime.jp/h35600/chikusanka/kenkeikaku.html">http://www.pref.ehime.jp/h35600/chikusanka/kenkeikaku.html</a>			
獣医療を提供する 体制の整備を図る ための愛媛県計画 [獣医療法]	R4.3 [R3~R12年度(10年間)]	令和2年5月に公表された国の「獣医療を提供する体制の整備を 図るための基本方針」に即し、獣医療を提供する体制の整備を図る ための診療施設等の整備等を内容とする県計画を策定	○	畜産課 家畜衛生係 (内線2580)
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35600/chikusanka/kenkeikaku.html">https://www.pref.ehime.jp/h35600/chikusanka/kenkeikaku.html</a>			



## 愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

農林水産部

[令和5年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
<b>森林局</b>				
<b>林業躍進プロジェクト（第2期）</b>	H31.3 [H31～R7年度（7年間）] 〈当初:H26.3〉	○目的 主伐・再造林を推進するほか、最先端技術の活用を通じた、林業の効率化・省力化を図る森林経営スタイルの確立や新たな木材資産システムの導入・普及による県産材の更なる増産を進め、県産材の競争力強化と需要拡大を図る。	○	林業政策課 林業企画係 (内線2587)
<b>中予山岳地域森林計画【第11次】</b> [森林法]	H30.12 [H31～R10年度（10年間）] [5年毎に見直し]	○計画事項 伐採、造林、林道の開設・改良、保安林に関する事項等	○	林業政策課 森林計画係 (内線2588)
<b>肱川地域森林計画【第11次】</b> [森林法]	R4.12 [R5～R15年度（10年間）] [5年毎に見直し]	○計画事項 伐採、造林、林道の開設・改良、保安林に関する事項等	○	林業政策課 森林計画係 (内線2588)
<b>南予地域森林計画【第11次】</b> [森林法]	R3.12 [R4～R14年度（10年間）] [5年毎に見直し]	○計画事項 伐採、造林、林道の開設・改良、保安林に関する事項等	○	林業政策課 森林計画係 (内線2588)
<b>今治松山地域森林計画【第11次】</b> [森林法]	R2.12 [R3～R13年度（10年間）] [5年毎に見直し]	○計画事項 伐採、造林、林道の開設・改良、保安林に関する事項等	○	林業政策課 森林計画係 (内線2588)
<b>東予地域森林計画【第11次】</b> [森林法]	R元.12 [R2～R11年度（10年間）] [5年毎に見直し]	○計画事項 伐採、造林、林道の開設・改良、保安林に関する事項等	○	林業政策課 森林計画係 (内線2588)
<b>愛媛県林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する基本構想</b> [林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法]	H9.3 [H15.4改定]	○経営基盤の目標 ・林業経営体：年間総所得（林家1戸当たり林業で800万円） ・林業事業体→事業規模の拡大を推進するとともに生産性の向上を図り、利益を確保 ・素材生産事業会社：年間の林業粗利益1,000万円 ○生産・流通の目標 生産行程の改善、経営管理の合理化等	○	林業政策課 森林組合係 (内線2527)
<b>公共施設等木材利用推進方針</b>	H13.5 [H29.4改定]	○目的 県産材の利用促進を図るために、公共施設等の木造化・木質化を推進する。 ○基本方針 ・公共施設等の木造化の推進 ・公共施設等の木質化の推進 ・公共施設等の木製品の導入の推進 ・公共事業での間伐材の利用促進 ・C L T等新たな木材利用の推進	×	林業政策課 木材流通戦略係 (内線2589)
<a href="https://www.pref.ehime.jp/h35700/1461/3_rinsan/82-83-84.html">https://www.pref.ehime.jp/h35700/1461/3_rinsan/82-83-84.html</a>				

## 愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

農林水産部

[令和5年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
<b>建築物における木材の利用の促進に関する方針</b> [脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律]	H23.3 [R4.3改定]	○目的 愛媛県内で建設される建築物について、公共建築物だけでなく民間建築物を含む建築物全体における、木材の利用の促進を図る。 ○方針 ・建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向 ・建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項 ・県が整備する公共建築物における木材の利用の目標 ・公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項 ・その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項	×	林業政策課 木材流通戦略係 (内線2589)
<b>愛媛県林業労働力確保促進基本計画【第4次】</b> [林業労働力の確保の促進に関する法律]	R4.4 [R4～R7年度(4年間)] [R8.3改定予定] <当初平成9年>	○労働量確保の目標 今後10年間の目標値の設定。 ○支援方針 林業事業者の事業の合理化、雇用管理の改善促進、新規就業促進等に関する方針の決定。	○	林業政策課 普及指導係 (内線2591)
<b>特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針</b> [森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法]	R3.4 [R3～R12] [R4.4変更]	○ 目的 森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るため、森林の間伐等の実施を促進するための方針で、特定間伐等の目標・区域・基準等を示す。	○	森林整備課 造林係 (内線4166)
<b>愛媛県防除実施基準</b> [森林病虫害等防除法]	H14.4 [H14年度～] [5年毎に見直し]	○目的 自然環境及び生活環境の保全を確保するために、薬剤による防除の実施に関する基準を示す	×	森林整備課 保護緑化係 (内線2597)
<b>愛媛県樹種転換促進指針</b> [森林病虫害等防除法]	H14.4 [H14年度～]	○目的 守るべき森林(松林)を保護し、その有する機能を確保するため、特定森林(民有林)の樹種転換の実施指針を示す	×	森林整備課 保護緑化係 (内線2597)
<b>愛媛県地区防除指針</b> [森林病虫害等防除法]	H14.4 [H14年度～]	○目的 松くい虫対策の自主的な防除措置に関する指針を示す	×	森林整備課 保護緑化係 (内線2597)
<b>県営林経営計画【第6次】</b>	R2.3 [R2～R11年度(10年間)] [5年毎に改定]	○計画事項 木材生産事業、新植・育林事業、複層林造成、林道、作業道、公益林の整備活用、県有林の利活用、経営に関する事項等	○	森林整備課 公益林整備グループ (内線2602)



## 愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

農林水産部

[令和5年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概 要	数値 目標	担 当
<b>水産局</b>				
愛媛県栽培漁業推進基本計画 【第8次】 [沿岸漁場整備開発法]	R5.3 [R4～R8年度（5年間）] [R9.3改定予定]	○基本方向 ・水産動物の生産、放流、育成に関する指針 ＝種苗の健全性を確保し、かつ遺伝的多様性を確保する ・水産動物の種類ごとの放流数量の目標 ＝他の水産物に対する影響を配慮しつつ、適地に適正な放流を行う ・放流効果実証事業に関する事項 ＝放流効果の把握に努める ・技術開発に関する事項 ＝資源生態、親魚養成、種苗生産、中間育成、放流効果、資源の管理の技術開発を行う	○	水産課 資源管理係 (内線2618)
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h37200/saibai/kihonkeikaku8.html">https://www.pref.ehime.jp/h37200/saibai/kihonkeikaku8.html</a>			
愛媛県カワウ管理指針	H30.3 [H30～R5年度（6年間）] [R6.3改定予定]	○目的 カワウの個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を行い、漁業被害を軽減させる。 ○基本事項 ・個体数管理＝個体群を安定的に維持管理できる範囲における数の調整 ・被害防除対策＝捕食被害軽減のためにカワウを漁場に侵入させないための対策 ・生息環境管理＝地域住民によるカワウ被害意識醸成	×	水産課 資源管理係 (内線2618)
	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h37200/kawau20210609.html">https://www.pref.ehime.jp/h37200/kawau20210609.html</a>			